

審査基準（公表用）

健康福祉部 薬務課

法令名	麻薬及び向精神薬取締法施行規則	法令番号	昭和28年厚令第14号
手続名	麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付	根拠条項	第9条の2第10項
審査基準	<p>麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2第10項に基づき審査し、適合している場合に麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を行う。</p> <p>1 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付申請</p> <p style="padding-left: 20px;">麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、都道府県知事に申請をして、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けることができる。</p> <p>2 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したときは、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を都道府県知事に返納しなければならない。</p>		
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課
交付機関	薬務課	標準処理期間 日	
		標準経過期間 日	
			目次
			27の2